

令和5年4月28日
防災くらし安心部

報道関係者 各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止について

新型コロナウイルス感染症への対応については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年3月26日に山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部を設置し、緊急対策等に取り組んでまいりました。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが見直され、政府対策本部が令和5年5月8日に廃止されることから、同日（5月8日）に県の危機対策本部を廃止しますので、お知らせします。

【問い合わせ先】

防災くらし安心部防災危機管理課
課長補佐（危機管理担当）茅原 秀弘
電話 023-630-2231
〔報道監〕危機管理広報監 柴崎 渉